

令和 8 年度
税制及び執行に関する要望書
(間 接 税 関 係)

令和 7 年 7 月

全 国 間 税 会 総 連 合 会

令和 8 年度
税制及び執行に関する要望書
(間接税関係)
目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| 1 行財政改革と財政健全化 | 1 |
| 2 消費税に関する事項 | 4 |
| 3 個別消費税に関する事項 | 12 |
| 4 執行に関する事項 | 13 |
| 5 マイナンバー制度の普及拡大等 | 17 |
| (参考資料) 店頭における総額表示の実例(税抜・税込並列表示) | |

令和 8 年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）

1－1 社会保障・税一体改革の推進と行財政構造の徹底した見直し

[要 旨]

社会保障・税一体改革における社会保障制度の改革を推進するとともに、行財政構造などの徹底した見直しを行い、歳出削減に努めるべきである。

(理 由)

国の令和 7 年度一般会計当初予算は、官民連携のもとでの「A I ・半導体分野の投資促進」や「G X 投資促進」の実施、「こども未来戦略」に基づく子育て支援の本格実施、「防衛力の抜本強化」の着実な実施といった、複数年度で計画的に取り組むこととしている重要課題への対応のほか、地方創生交付金の倍増や、内閣府防災担当の予算・定員の倍増など、重要政策に予算を重点的に配分している。あわせて、公務員・教職員・保育士の給与改善や物価動向の反映などを行いつつ、政策的予算を適切に確保するなど、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二四」に基づき、経済・物価動向等に配慮しつつ、これまでの歳出改革努力を継続することとしている。こうしたことにより、一般歳出については、前年度当初(約 112.6 兆円)に比べて 2.3% 増の 115.2 兆円（衆議院修正＋参議院修正後）となっている。

歳入面を見ると、租税及び印紙収入は前年度当初(約 69.6 兆円)に比べ約 8.2 兆円多い約 77.8 兆円（衆議院修正後）と見積もられている。

その内訳は、所得税収が約 22.7 兆円（衆議院修正後）、法人税収が約 19.2 兆円、消費税収が約 24.9 兆円と見積もられており、国税収入に占める消費税収のウェイットは 32.0%（前年度当初 34.2%）となっており、引き続き、最も税収の多い基幹税となっている。

また、公債発行額は前年度当初(約 35.4 兆円)に比べ約 6.8 兆円少ない約 28.6 兆円と見込まれ、平成 20 年以来、17 年振りに 30 兆円を下回る水準となり、その公債依存度も前年度当初の 31.5% から 24.9% に改善するものと見込まれている。しかしながら、令和 7 年度末の公債(普通国債)残高見込額は約 1,129 兆円に拡大し、国民一人当たり約 912 万円(試算額)にも匹敵する膨大な借金を抱える状況にある。

一方、歳出面を見ると、歳出の約 33% も占める社会保障関係費は連年増加しており、令和 7 年度においては、薬価改定により、創薬イノベーションの推進や医薬品の安定供給の確保にも対応しつつ国民負担を軽減し、「こども未来戦略」に基づく「こども・子育て支援加速化プラン」の取組を本格的に進めていくために必要な予算を確保することなどにより、前年度当初(約 37.7 兆円)に比べ 1.5% 増の約 38.3 兆円となっており、今後、更に増加することが見込まれる。

また、財政再建の指標の一つである「一般会計基礎的財政収支(プライマリーバランス、すなわち政策的経費(歳出総額から国債費を除いた額)を税収等(歳入総額から公債金を除いた額)で賄えているかどうかを示す指標)」は赤字であり、政策的経費を借金で賄つ

ている状況にある。

令和 7 年度当初予算の赤字見込額は、約 8.2 兆円もの租税及び印紙収入の増加により、前年度当初(約 8.8 兆円)に比べて大幅に減少しているものの、約 0.8 兆円と見込まれており、令和 3 年 6 月 18 日に閣議決定された、いわゆる骨太の方針(経済財政運営と改革の基本方針)等における 2025 年度のプライマリーバランスの黒字化目標の達成は、難しい状況にある。

私たち間税会に関わりが深い消費税については「社会保障の充実・安定化」と「財政健全化」を同時に達成する観点から、平成 26 年 4 月から税率が地方消費税を含めて 5% から 8% に、更に令和元年 10 月からは 10% へと引き上げられ、我が国の税体系の中で最も大きな税収をもたらす基幹税となり、人口の少子・高齢化に伴う福祉財源確保の必要性や財政健全化の観点などから、非常に重要な存在となっている。

また、制度面においては、令和元年 10 月から軽減税率制度が、令和 5 年 10 月からは、いわゆる消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)が実施され、消費税制度は新たな時代を迎えている。

さらに、国の消費税収は、社会保障 4 経費(年金・医療・介護・少子化対策)に充てることが法制上明確化(社会保障目的税化)されているとともに、地方消費税収についても 1% 分を除き社会保障財源化されている。

(参考)消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)

(趣旨等)

第 1 条 省略

2 消費税の収入については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

私たち間税会は、消費税率の引上げに与する団体ではないが、現下の厳しい財政事情及び少子高齢化の進展に伴う社会保障財源の確保の必要性などから見て、前述の消費税率の引上げはやむを得ない措置であったと受け止めている。

しかしながら、我が国の財政状況を見ると、これまでの新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対応に係る累次の補正予算の編成等、更には防衛力の抜本的な強化と財源確保などにより、過去に例を見ないほど厳しさが増していることに鑑み、次に掲げる行財政改革などに果敢に取り組むよう強く求める。

- (1) 政治面及び行財政全般にわたって、既存の組織・施策・制度の効率性、有効性などを過去の経緯にとらわれることなく徹底した見直しを行うこと。
- (2) 特に議員定数や歳費の抜本的な見直し、社会保障関係費、公務員の人事費、公共事業費などについて徹底した歳出削減などを行うとともに、DX の推進を含め、円滑で効率的な運営ができる行政組織にするよう行財政改革を推進すること。
- (3) 先般の消費税率の引上げは、「財政健全化」と「社会保障の充実・安定化」の観点から実施されたものであるが、将来世代への負担の先送りとなる借金残高は、連年増加し、令和 7 年度末で約 1,129 兆円と見込まれていることから、引

き続き、歳出削減や行財政改革などに積極的に取り組み、財政の健全化に努めること。

- (4) 所得の多寡に拘わらず、一律に適用されることとなる軽減税率制度は、真の低所得者対策にはならず不公平感を増幅させるとともに、事業者に多大な事務負担を負わせるほか、減収額も膨らむなど様々な問題があることから、軽減税率の廃止を強く求めるものであるが、軽減税率が存置される場合にはその対象範囲は極力限定すべきであり、縮減を目指すこと。
- (5) 消費税率の逆進性対策(低所得者の負担緩和措置)については、軽減税率制度に代えて、真の低所得者対策となると考えられる一定の低所得者に限定して負担を緩和する「簡素な給付措置」又はマイナンバー制度を利用した「給付付き税額控除制度」で対処すること。
- (6) 令和5年10月から消費税のインボイス制度が実施されたが、引き続き、免税事業者に対する取引条件の見直しに関する情報収集等に努めることはもとより、取引全般において自己の取引上の優越している地位を利用して一方的に不利な取引条件を迫るような「優越的地位の濫用」等に該当する行為に対しては、独占禁止法、下請法等に基づき厳正に対処すること。

1－2 新型コロナウイルス感染症対策等に伴う財政健全化施策の検討 〔要旨〕

近年の急激な財政の悪化の要因である「新型コロナウイルス感染症」や「物価高騰等」への対応のために発行された莫大な新規公債については、我が国の社会経済状況を注視しながら、将来世代への負担の先送りとなる借金残高を減らすための道筋について、中長期的な視点に立った検討を進めるべきである。

(理由)

我が国の財政状況を見ると、令和2年から流行した「新型コロナウイルス感染症」や「物価高騰等」への対策として莫大な赤字公債による財政出動もあって、令和7年度末の公債残高(普通国債残高)は約1,129兆円と見込まれている。

したがって、歳出・歳入両面において財政の健全化の取組みを強力に進めるとともに、社会経済状況を注視しながら、将来世代への負担の先送りとなる借金残高を減らすための道筋について、中長期的な視点に立った検討を進めることが適当であると考えられる。

その場合、消費税率を引き上げるという考え方もあるようだが、消費税の税収は社会保障財源に特化されていること等を考えると、消費税収の使途の枠組みは堅持することが望ましいと考えられる。

したがって、「新型コロナウイルス感染症」対策として発行された公債(注)等の償還財源については、例えば、東日本大震災の財源対策として講じられた「復興特別所得税」や、「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」として令和8年4月1日以後開始する各事業年度から適用される防衛特別法人税のように、法人税に附加して徴収する特別税の創設など(所得税については引き続き検討するとされてい

る。)について議論を進め、結論を得ることが適當と考えられる。

(注) 令和2年度において「新型コロナウイルス感染症」対策として発行された公債発行額

- ① 第一次補正予算による赤字公債発行額は約23.4兆円、建設公債発行額は約2.3兆円、合計額約25.7兆円
- ② 第二次補正予算による赤字公債発行額は約22.6兆円、建設公債発行額は約9.3兆円、合計額約31.9兆円
- ③ 発行合計額約57.6兆円であり、その内訳は赤字公債が約46.0兆円、建設公債が約11.6兆円

2 消費税に関する事項

(1) 消費税の公平で合理的な制度の構築と安定した税制

〔要 旨〕

消費税については、社会保障・税一体改革による税率引上げにより、最も大きな税収をもたらす基幹税となっていることから、公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

(理 由)

社会保障・税一体改革による税率引上げにより、消費税の重要性は益々高まっていることから、消費税については、国民の理解と信頼が得られる公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

なお、「公平で合理的な制度を構築」していく上で、下記「付記事項」を十分考慮して制度の改正等に対処すべきである。

また、経済対策等の観点から消費税減税についての議論があるが、消費税は我が国の税体系の中で最も大きな税収をもたらす基幹税として、人口の少子・高齢化に伴う福祉財源確保の必要性や財政健全化の観点などから、非常に重要な存在であることを念頭においた長期的視点に立った議論が必要である。さらに、消費税率を引き下げることによる負担軽減効果は、下記「付記事項」の②に記載しているとおり、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、物価高に苦しむ低所得者に対する対策として非効率であるのみならず、価格改定やシステム変更等による事業者の事務負担やそのための準備期間の必要性、買い控えや駆け込みとその反動等により経済の混乱要因となりかねないこと等、多くの課題が存在することに留意する必要がある。

付 記：消費税の逆進性に関する全間連の考え方

消費税が導入される前の「物品税などの個別間接税制度」は、特定の物品に特別の負担を求める課税制度であったため、価値観や経済取引の多様化などにより不公平感などが増幅してきたことから、全国間税会総連合会(以下「全間連」という。)では、税負担の公平を図るとともに、歳入構造の安定化に資するため、広く薄く公平な課税を行う「付加価値税制度(消費税制度)」への切換えを求めて活動してきた税務関係民間団体である。

したがって、平成元年4月から導入された消費税の税率構造については、一

貫して「単一税率の維持」を強く求めてきたところであり、令和元年10月から消費税率の10%への再引上げに併せて、軽減税率による複数税率制度が導入されたことは誠に遺憾であるが、円滑な税務運営に協力することを基本理念として活動している全間連では、軽減税率制度の説明会などを積極的に開催し、軽減税率制度が適正かつ円滑に実施されるよう努めてきたところである。

なお、軽減税率制度の導入を踏まえ、消費税率の引上げの際に問題となる逆進性(所得の低い人ほど消費税の負担割合が高くなる逆進的な傾向)に対する緩和策について、これまでの全間連の考え方を付記しておきたい。

消費税の逆進性を緩和する措置として、一般的に採られている方法としては、「軽減税率導入による複数税率制度」と「給付付き税額控除制度(還付制度)」があるが、全間連では、軽減税率制度には様々な問題があることから、一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度(還付制度)又は簡素な給付措置」で対処するよう要望してきたところである。

[軽減税率制度の問題点と消費税の単一税率の維持]

消費税は、そもそも消費に対し比例的な負担を求める性格の税であることや、軽減税率制度には次のような問題があることから、消費税の税率は単一税率が望ましい。

- ① 軽減税率制度の下では、軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことが困難であるため、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、税源が浸食されていく恐れがあること。
＊ 令和元年10月から実施された軽減税率制度では、「飲食料品」に加え「新聞」も軽減税率の対象にする一方で、日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」を軽減税率の対象外としたことに対する批判や、軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」と、標準税率の対象となる「外食」との線引きなどにより、経済取引を歪めるといった様々な批判があった。
- ② 低所得者対策として、「飲食料品の譲渡」を軽減税率の対象にしたとは言え、負担軽減額から見れば、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、真の低所得者対策にはならない。厳しい財政状況の下、限られた財政資源は最適な形で配分すべきところ、非効率である。
- ③ 消費税の税収は、社会保障財源に使途が限定されているため、所得の多寡に拘わらず一律に適用される軽減税率制度を設けると、その分、減収額が膨らみ、新たに確保しなければならない財源規模が大きくなり、標準税率の引上げ要因の一つになる恐れがあること。
- ④ 複数税率制度の下では、事業者が取引に際し適用税率の区分ごとに価格を設定し、区分経理により税額を計算する必要があるとともに、仕入税額控除に的確に対処するため、取引関係書類に適用税率ごとに区分した消費税額などを明記する、いわゆるインボイス(適格請求書)が必要となるなど、関係事業者の事務負担の増加につながること。

[逆進性対策(低所得者の負担緩和措置)]

消費税率の引上げの際に問題となる逆進性対策、すなわち低所得者に対する負担緩和措置については、軽減税率制度には上述したように様々な問題があることから、所得税などにおける「給付付き税額控除制度（還付制度）」又は消費税率が5%から8%に引き上げられた際に実施された「簡素な給付措置の拡充」により対処すべきである。

（2）軽減税率の対象範囲の見直し

〔要　旨〕

先般の消費税率の引上げは「社会保障と税の一体改革」の観点から行われたものであることに鑑みれば、軽減税率の対象範囲は極力限定すべきであり、低所得者の負担緩和と関連性が極めて乏しい「新聞」は、その対象から除外すべきである。

〔理　由〕

低所得者対策として、「飲食料品」に加え「新聞」も軽減税率の対象としているが、「新聞」を軽減税率の対象として存置する場合には、次のような問題があることから、「新聞」をその対象から除外するとともに、軽減税率の対象範囲が拡大しないように対処すべきである。

- イ 「新聞」は、そもそも低所得者対策との関連性が極めて乏しいこと。
- ロ 「新聞」を軽減税率の対象として存置する場合には、今後、雑誌・書籍などの類似業界から強い軽減税率適用要望が出てくる可能性が極めて高いこと。
- ハ 日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」が軽減税率の対象外とされることに対する批判があるように、今後、多くの関係業界から軽減税率適用要望が出されてくる恐れがあること。
- ニ その結果、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、標準税率の引上げなど、減収額に見合う新たな財源を確保する必要性が生じてくること。

（3）消費税の逆進性対策について、軽減税率制度に代えて、「給付付き税額控除制度」に改組し、マイナンバー制度を利用したきめ細かなプッシュ型の低所得者対策を講じる。

〔要　旨〕

今後、消費税率の引上げ議論を行う際には、消費税の逆進性対策については、軽減税率制度の見直しではなくて、軽減税率に代えて、一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度」へ改組し、真の低所得者対策になるよう検討すべきである。すなわち、マイナンバーとひも付けされた課税情報などを利用し、真に手を差し伸べるべき低所得者を的確に把握し、登録された公金受取口座に申請不要で支給するプッシュ型の給付を行うべきである。

なお、「給付付き税額控除制度」へ改組することにより、消費税の税率は単一税率が可能となる。その結果、インボイス制度も不要となり、又は維持されたとしても請求書等や帳簿への記載事項の大幅な簡素化（税率別の品目・金額の区分記載や税率・税額の記載の省略）等が可能となり、制度の簡素化にも資するものと考えられ

る。

(理 由)

マイナンバー制度(マイナンバーカード)については、社会保障制度、税制、災害対策などの必要な行政サービスの利用に用いられている。また、マイナンバー制度により、所得把握の正確性が向上していけば、消費税の負担を軽減すべき対象者や対象世帯をより迅速かつ厳密に捉えることができ、かつ、世帯の構成員の教育、医療、福祉等の情報も共有できるようになれば、よりきめ細かに必要な給付を行うことも可能になってくるものと考える。

さらに、公金受取口座の登録が進めば、真に手を差し伸べるべき低所得者で様々な支援策の知識に乏しい者であっても煩雑な行政手続を要することなく、申請不要で迅速に支給することのできるプッシュ型の給付が可能となる。

他方、消費税が有する「逆進性」に対する緩和策として、現在、講じられている「飲食料品と新聞の譲渡」については、前述 2(1)付記に記載したように、

- ① 軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことが困難であること(前述 2(2)に記載したように、低所得者対策との関連性が乏しい「新聞」まで、何故、軽減税率の対象にしているのか疑問)
 - ② 軽減税率制度は、負担軽減額から見れば、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、真の低所得者対策にはならないこと
 - ③ 複数税率制度の下では、適用税率ごとの区分経理により税額計算が必要となるなど、事業者の事務負担の増加要因となること
- などの問題点が指摘されている。

したがって、今後、消費税率の引上げ議論を行う際には、消費税の逆進性対策については、既に旧態と考えられる欧州で採用する軽減税率制度の見直しではなく、マイナンバー制度を利用して一定の低所得者を対象に逆進性対策が可能となる新たな仕組みである「給付付き税額控除制度」へ改組し、プッシュ型で迅速かつきめ細かな給付をする真の低所得者対策になるよう検討すべきである。

なお、消費税の逆進性対策を軽減税率制度から「給付付き税額控除制度」へ改組することにより、消費税の税率は単一税率が可能となる。その結果、インボイス制度も不要となり、又は維持されたとしても請求書等や帳簿への記載事項の大幅な簡素化（税率別の品目・金額の区分記載や税率・税額の記載の省略）等が可能となり、制度の簡素化にも資するものと考えられる。

(4) 仕入税額控除に関する中小事業者等への配慮措置のあり方

[要 旨]

令和 5 年 10 月から実施されたインボイス制度については、その円滑な実施を図る観点から、様々な中小事業者等向けの負担緩和措置等が講じられた。これらの負担緩和措置等のうち、令和 8 年度に適用期限の到来するいわゆる 8 割控除の経過措置や 2 割特例については、インボイス制度導入後の実務の実態等をもう暫く検証すべきであり、それまでの間、適用期限の延長を検討すべきである。

(理 由)

消費税のインボイス制度については、多くの事業者の事務負担の増加を招いているが、特に、免税事業者は、課税事業者への選択を迫られている事例が多く生じていると考えられ、納税事務、手続等を要することになり、事業者免税点制度等の中 小事業者向けの特例措置が設けられている趣旨が形骸化される恐れがある。

しかしながら、現状は、次の①から③に掲げるよう、「平成 28 年消費税改正法(所得税等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 15 号))」において免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除の特例措置が講じられていることや、令和 5 年度税制改正においても、インボイス制度の円滑な実施を図るため、中小事業者等の負担緩和措置が講じられ、一定の配慮がされているところである。

これらの負担緩和措置については、今後、インボイス制度導入後の実務の実態等が明らかになってくれば、様々な実務上の課題等が散見されてくると考えられる。そのため、それらを検証しながら、必要があると認められる場合には適用期間の延長や恒久措置への移行も含めて検討する必要がある。特に、来年度に期限の到来するいわゆる①の 8 割控除や②の 2 割特例については、もう暫くその検証が必要であると考えられる。したがって、それまでの間、適用期限の延長を検討すべきである。さらには、その検証の過程において、事務負担を緩和するための追加的な制度上及び運用上の措置についても検討すべきである。

① 免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除の特例措置

免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについても、令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの 3 年間は仕入税額相当額の 8 割を、令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの 3 年間は仕入税額相当額の 5 割を、仕入税額控除として認める。

② インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減措置

免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を、令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間において、売上税額の 2 割に軽減する負担軽減措置を講ずる。

③ 中小事業者向けの少額特例

基準期間における課税売上高が 1 億以下の事業者等が、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その課税仕入れに係る税込価額が 1 万円未満である場合には、インボイスの保存がなくとも、一定の事項が記載された帳簿のみで仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。

(参考 1) 令和 6 年 5 月に国税庁が発表した「令和 5 年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」においては、消費税に係る申告等につき、免税事業者からインボイス発行事業者になった者は 104 万 8 千人であり、そのうち期限内の申告者数は 87 万 5 千人(うち、2 割特例を適用した申告者数は 83.9% の 73 万 4 千人) であった。

(参考 2) 全問連は、令和 7 年 4 月に「インボイス制度における中小事業者等向けの特例措置のあり方について」に関するアンケート調査を実施したが、その調査結果は、有効回答者 10,703

人社のうち

- ・ 67.8%の方々が「延長すべき」と回答
- ・ その他の回答結果は「期限どおりに廃止すべき/28.2%」、「その他/4.0%」。

(質問)

インボイス制度の円滑な導入のため、中小事業者向けに複数の特例措置が設けられています。このうち令和8年度中に廃止期限が到来するもの※があります。これらの特例は、中小事業者にとって重要なものであるから期限を延長すべきとの意見もありますが、どう考えますか。

適当と考えられる欄に「○」印を付けてください。

※ 令和8年度中に廃止期限が到来する特例

- ・ 2割特例（免税事業者からインボイス発行事業者になった者の納付税額を売上税額の2割とすることができる特例）：令和8年9月30日までの日の属する課税期間で廃止
- ・ 8割控除（免税事業者等からの仕入税額相当額の8割を仕入税額控除できる特例）：令和8年10月1日以降は5割控除に縮減

| (回 答) | 回答者数/人社 | 割合/% |
|---------------|---------|-------|
| ① 延長すべき | 7,257 | 67.8 |
| ② 期限どおりに廃止すべき | 3,019 | 28.2 |
| ③ その他 | 427 | 4.0 |
| 合 計 | 10,703 | 100.0 |

(5) 簡易課税制度の簡素な仕組みの維持

[要旨]

軽減税率導入による複数税率制度の下でも、中小事業者の事務負担を考慮して設けられている「簡易課税制度」については、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

(理由)

現行の簡易課税制度は、中小事業者の事務負担を考慮し、6つの業種区分（卸売業・小売業・製造業等・その他の事業・金融業等・不動産業）ごとに平均的な仕入率に基づく「みなし仕入率」により売上税額から仕入控除税額を計算する方法が認められている。

令和元年10月からの軽減税率の導入により、売上又は仕入に複数税率が適用される可能性のある業種については、売上・仕入の税率区分やその割合に応じ、業種区分を細分化し、その細分化した業種ごとに「みなし仕入率」を設定する必要があった。しかしながら、軽減税率の対象が飲食料品と新聞のみであり、税率水準も軽減税率が8%で、標準税率が10%という関係のため、農業・林業・水産業（本来のみなし仕入率70%）のうち、飲食料品の譲渡等に係る事業のみなし仕入率につき80%とすることで対応することとされ、大幅な細分化は行われなかった。

また、令和5年10月からのインボイス制度の導入に際しても簡易課税制度が維

持されたことは評価しているが、今後、軽減税率の対象範囲が拡大されたり、軽減税率と標準税率との税率の水準差が大きくなる等の場合には、「みなし仕入率」の見直し議論に発展する可能性があると思われる。その場合には、簡易課税制度による税額計算が本則課税による税額計算よりも複雑になる可能性もあるが、簡易課税制度が中小事業者の事務負担を軽減する観点から設けられている趣旨を十分に尊重し、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

(6) 任意の中間申告

〔要 旨〕

滞納の未然防止等の観点から、中間申告を年3回又は年11回の選択ができるようすべきである。

(理 由)

消費税率の引上げに伴い、滞納残高が増加することが懸念されるため、納税資金の事業資金化を防ぎ、滞納の未然防止を図る観点から、任意の中間申告制度については、年1回だけではなく、納税者の選択肢が広がるよう、四半期又は毎月納付が可能となるよう制度を改組すべきである。

(7) 中間申告制度の見直し

〔要 旨〕

滞納の未然防止等の観点から、中間申告制度の基準について全体的な引下げを検討すべきである。

(理 由)

消費税は間接税であり、「預り金的な性格を有する税」であることから、滞納の未然防止策の必要性が高いと考えられる。

そのような観点から、中間申告制度の基準を全体的に引き下げるについて検討すべきである。

* 中間申告に関する現行基準～直前の課税期間の確定消費税額(年税額)により、次のように区分されている。

- | | |
|----------------------------|-------|
| ① 年税額が48万円を超え400万円以下の場合 | 年 1回 |
| ② 年税額が400万円を超え4,800万円以下の場合 | 年 3回 |
| ③ 年税額が4,800万円を超える場合 | 年 11回 |

(注) 地方消費税額を除く。

(8) 輸出物品販売場における免税制度の高度化

〔要 旨〕

令和8年11月に施行される「リファンド方式」への変更について、免税店及び訪日外国人旅行者へ十分な周知を行うべきである。

また、この変更により、不適正な制度運用の抑止による制度の適正運用と免税店の税務リスク低減が期待される。必要に応じてさらなる不正対策強化も検討しつつ、

制度変更後もこの制度は維持すべきである。

さらに、免税店や承認送信事業者の許可について、更新制の導入等により、許可された免税店や承認送信事業者の適正管理が行われるような措置を行うべきである。

(理 由)

(1) 制度変更により免税店での手続が一部変更となるため、変更内容の周知については早めに行う必要がある。

また、訪日外国人旅行者への周知について、渡航前の旅行者への周知も含め十分な周知が必要と考える。

(2) リファンド方式移行により、免税制度の不正利用への抑止が期待される。免税店での税務リスクが軽減されるため、さらなる免税店の増加が期待される。都市部だけでなく地方部でのインバウンド消費拡大のためにも、免税制度は継続すべきと考える。

なお、制度移行後には旅行者利便性にも配慮しつつ、デジタル化等によるさらなる不正対策の検討も行っていただきたい。

(3) 免税店や承認送信事業者の許可に一定の有効期限を設け、更新にあたっては一定の講習を義務付ける等の措置を行うことで、制度に関する理解の深耕と適正な制度運用を担保する必要がある。

(9) 非課税とされる医療、介護等に係る控除対象外消費税等への課題についての抜本的な見直し

[要 旨]

医療、介護等に係る消費税の課題については、医療機関等の意見、特に高額な設備投資に係る負担等の課題も踏まえ、医療機関等の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ、税制上、財政上の抜本的な解決に向けて総合的に検討すべきである。

(理 由)

医療機関が購入する医療機器や医薬品、医療材料等には、消費税が課税される一方、医療は非課税であるためこれらの費用等に含まれる消費税は仕入税額控除ができない。このような仕入税額控除できない消費税分（以下「控除対象外消費税」という。）については、他の公租公課等と同様、物品やサービスの販売価格や料金等のコストを構成するものであるから、当該販売価格や料金等の設定の中で転嫁を図るというのが基本的な考え方とされる。このような考え方から、診療報酬制度等を基本とする社会保険医療サービスについては、このような控除対象外消費税分も含めた費用等を織り込んで社会保険診療報酬等の改定等を行うこととされている。しかしながら、各医療機関等において行う設備投資等は区々であり、特に高額な設備投資に係る負担等は多額であり、病院経営に大きな影響を与えていているという意見も多く聞かれる。このような医療、介護等に係る消費税の課題については、医療機関等の意見、特に高額な設備投資に係る負担等の課題も踏まえ、医療機関等の仕入れ税

額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ、税制上、財政上の抜本的な解決に向けて総合的に検討すべきである。

3 個別消費税に関する事項

(1) 石油関連諸税と消費税

[要 旨]

石油関連諸税については、消費税との併課のあり方を含め、抜本的見直しをすべきである。

(理 由)

消費税の創設時に、物品税、入場税、砂糖消費税等は廃止、酒税、たばこ税は税率の調整（引下げ）が行われたが、石油関連諸税は特定財源ということもあって、調整が行われなかつた。

石油関連諸税については、石油関連諸税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、課税対象となる品目をめぐる環境の変化等を勘案しつつ、引き続き、石油関連諸税の負担軽減を含めた抜本的な見直しを行うべきである。

(2) 自動車燃料用の LP ガス又は LP ガス自動車等に対する課税の是正

[要 旨]

自動車燃料用の LP ガス又は LP ガス自動車等に対する課税措置を、自動車用燃料の天然ガス又は天然ガス自動車等に対して認められている減免措置と同様の措置にすべきである。

(理 由)

- LP ガスに対する石油ガス税の廃止/国税

自動車燃料用の LP ガスには石油ガス税が課税されるのに対し、自動車用燃料の天然ガスは無税である。また、揮発油税の暫定税率の廃止の議論と併せて石油ガス税についても廃止を検討すべきである。

- LP ガス自動車に対する自動車重量税の免税措置の創設/国税

天然ガス自動車には自動車重量税の免税措置があるのに対し、LP ガス自動車には免税措置がない。

- LP ガス自動車に対する環境性能割の非課税措置の創設/地方税

天然ガス自動車には自動車取得税に代わる環境性能割の非課税措置があるのに対し、LP ガス自動車には非課税措置がない。

- LP ガス自動車に対する自動車税の軽減措置の創設/地方税

天然ガス自動車には自動車税の軽減措置があるのに対し、LP ガス自動車には軽減措置がない。

(3) 印紙税の抜本的な検討

[要 旨]

平成25年度税制改正においては、消費税率の引上げを踏まえて、不動産譲渡契約書等に係る税率の特例の拡充及び領収書に係る免税点引上げが行われた。今後とも文書の作成実態の変化等を踏まえ、課税の公平・適正化等を図る観点から、課税範団、免税点、税率等のあり方などについて、廃止を含めた抜本的な検討を行うべきである。

(理 由)

イ 印紙税は、契約書や領収書などの文書が作成される場合、その文書の背後にある経済的利益に着目して課税する税であると説明されているが、経済取引自体に直接に負担を求める消費税の創設に伴い、消費税の課税対象になる取引にかかる文書類は、印紙税の課税対象から除外すべきである。

ロ 事務処理の機械化や取引形態の変化等に伴い、作成される文書の形式や内容の変化、ペーパーレス化等により、文書課税としての印紙税には、不合理、不公平な現象が生じており、社会保障・税一体改革による消費税率の引上げに伴い、この不合理、不公平な現象がさらに拡大しているので、廃止を含めた抜本的な見直しを早急に行う必要がある。

4 執行に関する事項

(1) 税務執行体制の充実化

[要 旨]

消費税の重要性は益々高まってきていることに鑑み、執行当局における消費税の相談・指導・調査体制の充実に、引き続き、努めていただきたい。

特に、軽減税率制度やインボイス制度の導入等により、増加する相談件数などに適切に対応できるよう、相談窓口などの充実化に努めるべきである。

(理 由)

消費税率の引上げに伴い、消費税の重要性が益々高まってきていることに鑑み、法人、個人を通じて消費税の指導等を担当する単独の部門又は専門官(消費税実務指導専門官等)を配置するなど、消費税に関する執行体制の充実に努める必要がある。

特に、軽減税率制度やインボイス制度の導入等により、適用税率や区分経理、更にはインボイスの発行などに関する相談件数の増加に適切に対応できるよう、相談窓口などの充実化に努めるべきである。

(2) 課税の適正化と課税処理の統一化

[要 旨]

軽減税率制度やインボイス制度の導入に伴い、税率の適用誤りや区分経理による税額計算、更にはインボイスの発行などに誤りが生じないよう、引き続き、軽減税

率制度やインボイス制度に関する広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例に関する課税上の取扱いなどを積極的に開示・情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。また、税務調査においては、事業者の実務の実態が不慣れである状況を踏まえ、調査の過程でインボイスの記載不備を把握したとしても、制度が定着するまでは、柔軟な対応を徹底すべきである。

(理 由)

軽減税率導入による複数税率制度の下では、適用税率の判断や、適用税率ごとに区分経理して税額を計算する必要が生じるため、誤りが発生する蓋然性がこれまで以上に高まるとともに、インボイス制度の導入により、適正なインボイスの発行が求められる。

したがって、引き続き、軽減税率制度やインボイス制度に関する広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例などに関する課税上の取扱いなどを積極的に開示し情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

また、税務調査においては、事業者の実務の実態が不慣れである状況を踏まえ、インボイスの記載事項の不足等の軽微なミスを把握しても、インボイスに必要な記載事項を他の書類等で確認することや修正インボイスを交付することにより事業者間でその不足等を改める、といった対応により、制度が定着するまでは、柔軟な対応を徹底すべきである。

(3) 消費税に関する広報活動の強化

[要 旨]

最も大きな税収をもたらす基幹税である消費税については、軽減税率制度に加え、インボイス制度も導入されるなど、新たな制度に改組されるとともに、広く国民に深く係わる税制であることから、国民のより深い理解を得るために広報・周知に更に努めるべきである。

(理 由)

軽減税率制度に加え、インボイス制度も導入されるなど、新たな税制となった消費税については、引き続き、制度の内容を広く周知するとともに、国・地方公共団体の財政に占める消費税の地位及び消費税の使途（年金、医療、介護、少子化対策）などについても更に広報・周知に努めるべきである。

全間連では、世界の消費税（付加価値税）の実施国や消費税の使途などを示すポスター、パンフレット、クリアファイルの展示、配布などにより消費税に関する広報活動を展開しているが、国・地方公共団体においても、引き続き、消費税に関する広報・周知に積極的に取り組むべきである。

(4) 租税教育の推進

[要 旨]

学校教育の中での租税教育を積極的に推進すべきである。

(理 由)

全間連は、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを租税教育用資料の一環として中学校などで配布したり、「税の標語」の募集活動を実施しているところである。

消費税を含めた税の役割、重要性を若年層から理解させるためには、義務教育期間中は租税教育を正規の単元として位置付けるなど、学校教育の中で租税教育の一層の充実が図られるよう、文部科学省などとも連携をとりながら、租税教育を積極的に推進すべきである。

「租税教育推進関係省庁等協議会」、いわゆる中央租推協において、毎年、「各地域の税に関する民間団体等との一層の連携による租税教育の取組を推進する」との合意確認がなされていることを踏まえ、租税教育の取組みについては、関係省庁と民間団体などとの一層の連携を図るべきである。

なお、租税教育は、国民のあらゆる階層に必要な教育であることから、その対象者を小中高生はもとより、大学生、社会人にまで拡充し、それぞれに応じて税財政に対する正しい認識を浸透させるべきである。

もっとも、租税教育は、官民一体となり社会全体で取り組む課題であるとしても、その中心は学校教育の場であり、民間が補完するという位置付けを明確にする必要がある。

(5) 消費税の滞納整理の優先的、重点的な取組み

[要 旨]

消費税の滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。

(理 由)

消費者からの預かり金的性格を有する消費税の滞納の発生は、消費税に対する国民の信頼を損なうことになることから、全間連では従来から「消費税完納運動の推進」に努めているところである。

そのような中で消費税の滞納残高については、令和元年 10 月からの消費税率の引上げや新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和 2 年度及び 3 年度には増加し、一旦、令和 4 年度には減少したものの、令和 5 年度から再び増加に転じている。加えて、依然として多額であること等から、消費税の滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。

(6) 総額表示義務の適正化を図るための行政指導の充実

[要 旨]

「総額表示義務に関する消費税法の特例措置(平成 25 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで適用)」が令和 3 年 3 月末の期限を持って失効され、4 月 1 日以降、消費者へ販売する場合の価格表示については、「消費税法に規定する総額表示規定」が適用されることとなったことは高く評価している。

しかしながら、総額表示の実態を見ると、参考資料【総額表示の実例(税抜・税込

並列表示】のとおり、依然として消費者が「消費税額を含む価格」を一目で分かるような表示にならないものが散見され、改善されていない状況にある。

また、全連が会員を対象にして令和4年4月に実施した「総額表示義務に関する評価・見方」に関するアンケート調査結果では、全体の54%の方々が「消費者が税込価格を一目で分かるような表示にならないものが散見されるため行政指導を徹底すべきである」と回答している。

このような状況に鑑みると、消費者庁が作成し公表している、消費者が「消費税額を含む価格」を一目で分るような表示に関するガイドラインについては、事業者における理解や、その実効性が確保されていない状況にあるものと考えられる。

したがって、消費者庁と連携しつつ、速やかに総額表示の実態を把握し、改善が必要とされる事業者の関係業界等を通じて、改善指導を早急に実施すべきである。
(理由)

消費税率の引上げが5%から8%⇒10%と二段階で実施されることによる事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から平成25年10月より創設された「総額表示に関する消費税法の特例措置」は令和3年3月31日の期限を持って失効され、4月1日以降、消費者へ販売する場合の価格表示については、「消費税法に規定する総額表示規定」が適用されることとなったことは高く評価している。

「総額表示の義務付け」は、消費者が商品やサービスを購入する際に、「消費税相当額を含む価格」を一目で分かるようにするためのものであるが、その総額表示の実態を見ると、参考資料【店頭における総額表示の実例(税抜・税込並列表示)】のとおり、税抜価格を本書表示し、税込価格を括弧書で極めて小さく表示する並列表示が大部分となっており、依然として税込価格が一目で分かるような総額表示の趣旨に反するものが散見され、改善されていない状況にある。

また、全連が会員を対象にして令和4年4月に実施した「総額表示義務に関する評価・見方」に関するアンケート調査結果では、全体の54%の方々が「消費者が税込価格を一目で分かるような表示にならないものが散見されるため行政指導を徹底すべきである」と回答している。

このような状況に鑑みると、消費者庁が作成し公表している、消費者が「消費税額を含む価格」を一目で分るような表示に関するガイドライン【総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方(平成25年9月10日 消費者庁)】については、事業者における理解や、その実効性が確保されていない状況にあると考えられる。

したがって、消費者庁と連携しつつ、速やかに総額表示の実態を把握し、改善が必要とされる事業者の関係業界等を通じて、改善指導を早急に実施すべきである。
(参考)全連が、令和4年4月に実施した「総額表示義務に関する評価・見方」に関するアンケート調査結果は、有効回答者10,362人社のうち

- ① 過半数を超える54.1%の方々が「消費者が税込価格を一目で分かるような表示にならないものが散見されるため、行政指導を徹底すべきである」と回答。
- ② 次に多かったのが「現行の表示方法で特に問題はない」と回答した者が38.0%占めた。

5 マイナンバー制度の普及拡大等

〔要 旨〕

平成 28 年 1 月から利用が開始されたマイナンバー制度については、引き続き、適正利用に努めるよう周知するとともに、普及拡大に取り組むべきである。また、公金受取口座の登録もさらに徹底すべきである。

(理 由)

平成 28 年 1 月から利用が開始された、いわゆるマイナンバー制度については、その利用、提供、収集に制限が設けられていることから、国民に十分に周知し、個人情報の漏えいやプライバシー保護など、適正に利用されるよう、引き続き、周知活動などに努めるべきである。

マイナンバーカードについては、現在、確定申告や住民票の取得などに利用されているが、令和 6 年 12 月 2 日には、原則としてこれまでの健康保険証を廃止して、マイナンバーカードへの一本化が進められている。

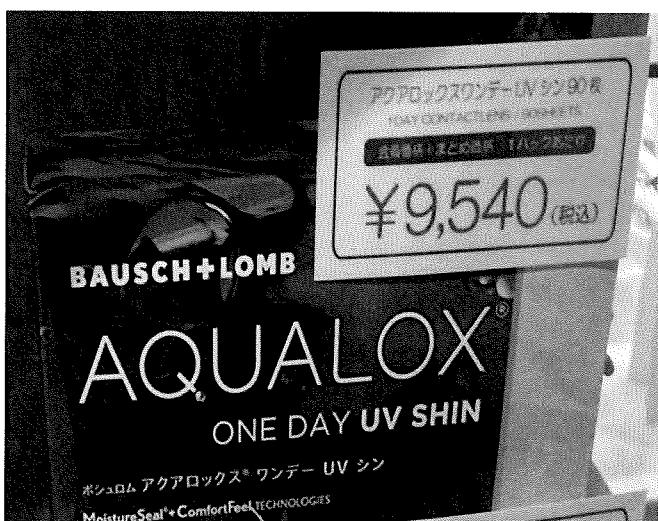
マイナンバーにこのような新機能が付加されることにより、国の行政機関や地方公共団体の間で情報のやり取りが効率化されるとともに、個人も手続の際に提出書類が減るなどの効果が期待される。最終的には所得把握の正確性が向上していくべき、消費税の負担を軽減すべき対象者や対象世帯をより迅速かつ厳密に捉えることができ、かつ、世帯の構成員の教育、医療、福祉等の情報も共有できるようになれば、よりきめ細かに必要な給付を行うことも可能になってくるものと考える。それにより前述 2(3)に記載したように、消費税の税率引上げの際の逆進性対策にも、マイナンバー制度を利用したきめ細かなプッシュ型の低所得者対策として「給付付き税額控除制度（還付制度）」で対応することが可能となると考えられる。また、こうした点を含め、これから増えると見込まれる各種給付金の迅速かつ正確な執行のために公金受取口座の登録は必要不可欠であり、徹底すべきである。

店頭における総額表示の実例（税抜き・税込並列表示）

【税込価格が分かり難い実例】



【税込価格が分かり易い実例】



i-ATHLETE
IA-423 NVM

¥19,800 (税込)

